

呉市教育委員会会議録
(平成27年5月15日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成27年5月15日定例会

- 1 開催日時 平成27年 5月15日(金) 15:00開会
15:24閉会
- 2 開催場所 呉市つばき会館3階 教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 工 田 隆
教育長職務代理者 森 尾 敬 介
委 員 水 野 良 行
委 員 舩 尾 慎
委 員 香 川 治 子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺 本 有 伸
教育副部長 上 田 勝 治
教育副部長 細 川 司
教育部参事補 上垣内 信 治
教育総務課長 清 水 和 彦
学校施設課長 大世渡 隆 臣
学校教育課長 多幾山 晃 年
学校安全課長 小 川 聡
呉高等学校事務長 荒 木 重 雄
教育総務課課長補佐 追 原 重 臣
- 5 傍聴者 1名

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第21号 平成27年度学校別児童・生徒数等について
- (4) 報告第22号 専決処分の報告について
- (5) 報告第23号 呉市立中学校に在籍する生徒（法定代理人親権者）から提出された訴状について
- (6) 教議第21号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題といたします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。
本日の会議録署名委員は、香川委員・森尾委員にお願いをいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局からお願いをいたします。

追原課長補佐 (平成27年4月17日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第4の報告第22号及び日程第5の報告第23号、
この2件については議会に諮る案件であるため非公開に、日程第6は人事に係る
案件であるため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第21号 平成27年度学校別児童・生徒数等について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第21号「平成27年度学校別児童・生徒数等につ
いて」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

多幾山課長 それでは、報告第21号「平成27年度学校別児童・生徒数等について」御
説明いたします。本日差替えしました資料をを御覧ください。

平成27年5月1日現在の呉市立小・中学校の児童・生徒数及び各学校の学級
数が確定しましたので、御報告します。

資料は1・2ページが小学校、3ページが中学校となっております。内容は、
左から順に学校名、通常学級各学年及び特別支援学級各学年の児童・生徒数、
児童・生徒数の合計、そして、編制した通常学級数、特別支援学級数、編制し
た学級数の合計と続いております。

まず、児童生徒数について御説明します。

2ページ下の段の小学校の合計欄を御覧ください。真ん中やや右、網掛けの
列の一番下の欄が小学校児童総数となります。小学校児童総数は10,754名で、
前年度に比べ103名減少しております。

続いて3ページ下の段の中学校の合計欄を御覧ください。同様に、網掛けの
列の一番下の欄が中学校生徒総数となります。中学校生徒総数は、5,494名で、
前年度に比べ211名減少しております。

小学校、中学校ともに減少傾向が続いております。

特別支援学級に在籍している児童・生徒数については、2ページにお戻りく
ださい。

先ほど御覧いただいた児童総数の左隣が特別支援学級に在籍する児童数の合
計値です。小学校は220名で、前年度と比べ5名増加しています。3ページ、
同様の生徒総数左隣の合計欄を御覧ください。中学校は114名で、前年度に比

べ17名増加しています。

次に、学級数についてです。たびたびで申し訳ないのですが、再び2ページにお戻りください。右側にあります編制学級数が各学校の学年ごとの通常学級と特別支援学級の数となります。

表の中には網掛けがしてあり、「0.5」という数字が入っている学校がございます。

2ページの番号29番、下蒲刈小学校の欄を見ていただきますと、3年・4年にそれぞれ「0.5」の数字が入っておりますが、これは3・4年が複式学級であることを意味し、2学年で1学級とカウントすることとなっております。現在、市内小・中学校で複式学級のある学校は、先ほど申しました下蒲刈小学校3・4年と蒲刈小学校の3・4年、5・6年の2校、3学級となっております。

それでは、今年度の小・中学校の学級数について御説明いたします。小学校の学級については、平成23年度から学級編制の基準となります、いわゆる「標準法」が改正され、小学校1年生の学級編制の基準の40人が35人になりました。

その後、他の学年について法の改正はなされませんでした。小学校2年生については、平成24年度から35人学級で編制できるよう県費の加配教員が措置されている状況です。

したがいまして、小学校の表中の1・2年生の通常学級数は、35人学級を基準とした現在の実際の各学校の学級数となっております。

2ページの右下を御覧ください。

小学校の学級総数は464学級で、前年度に比べ4学級増加しております。特別支援学級については、その1つ左の欄になります。今年度は70学級であり、前年度に比べ、1学級増加しています。

3ページの右下を御覧ください。

中学校の学級総数は223学級で、前年度に比べ1学級増加しております。特別支援学級については、その1つ左の欄になります。今年度は45学級であり、前年度に比べ、5学級増加しています。

小・中学校とも、学級総数はこれまで減少傾向が続いておりましたが、今年度は増加しております。

5月1日の児童生徒数により、学級数は確定し、その学級数により教員定数が決定いたしました。

以上で、説明を終わります。

教 育 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。

森 尾 委 員 小学校から中学校への移行者が半分くらいになっていますが、これはやはり広島市等へ通学しているからでしょうか。

教 育 長 ただいまの委員の御質問は、例えば2ページの児童生徒数の通常学級の欄の小計欄、第1学年から6学年までの10,534、これが中学校の3ページの同じ通常学級の生徒数小計欄5,380になっていることに関する御質問と理解してよろしいですか。

森 尾 委 員 はい。減っていると思うんですが。

多幾山課長　いわゆる3学年、6学年を比べて倍にしても数が少なくなっているという事についてだと思いますが、実質的ないわゆる年度ごとの減少率というものが基本的に毎年300人前後、これが変わっておりませんので、その経緯の中の減少もありますし、もちろん卒業した6年生がすべて公立の中学校に入学しているわけではないので、いわゆる異動や進学を含めた減少もありますが、著しくその割合が増えているものではありません。

教育部長　先ほど広島とかへ進学するのではないかと言われましたが、これは大体年平均で5.8%位です。100人いない位です。かなり流れているわけではなくて、私学もそうですしスポーツの場合もありますので、その影響によって中学校への進学が少ないとみてはいません。自然減の中で若干減っているのではないかと思います。

教育長　ほかにございませぬか。
御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(15:12)

報告第22号 専決処分の報告について

教育長　それでは、日程第4の報告第22号「専決処分の報告について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

清水課長　それでは、報告第22号「専決処分の報告について」御説明いたします。
資料の5ページを御覧ください。

本件は、安浦中学校内におきまして、樹木伐採作業中に伐採した枝が、隣地に駐車していた軽自動車に接触し、損害を与えたことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年4月23日、市長が損害賠償に関する専決処分をいたしましたので、これを御報告するものでございます。

1の賠償の理由につきましては、樹木伐採中の事故による車両損傷でございます。

2の賠償金額は31万3,200円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住のA氏でございます。

4の損害の状況でございますが、平成26年11月19日(水)午後3時ごろ呉市立安浦中学校敷地内におきまして、同校主事が樹木の枝を伐採する作業を行っていたところ、伐採した枝が同校の隣地に駐車していた相手方の軽乗用車に接触しこれに損傷を与えたものでございます。

賠償金額については、全国市長会学校災害賠償補償保険が適用され、今後、保険会社を通じて支払う予定でございます。

以上でございます。

教育長　ただいまの説明に対して御質疑、御意見はありませんか。

船尾委員　損害の状況の中に同校主事がとありますが、恐らく車が壊れるくらいだから樹木の上の方の枝が落ちたということだろうと思いますが、そういった高いところの枝を切ったりする作業を業者じゃなくて、学校の方でされるというのは通常業

務ですか。

清水課長 通常の業務の範囲内にあります。実際4メートルくらいのフェンスがありまして、その下側の樹木を伐採していたところ、切った樹木がバランスを崩してフェンスに当たってフェンスの向こう側に落ちて車に当たったという事故です。

船尾委員 たまたま敷地内のものが外に出ってしまったという事ですか。

清水課長 フェンスの下側の樹木を切っていたので、切ったものがフェンス内、学校の敷地内に落ちるであろうという想定で作業をしていたところ、バランスがくずれて、この原理でフェンスの向こう側にはみ出して落ちてしまったという事です。

教育長 よろしいでしょうか。

そのほかに質問ないし御意見はございませんか。

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第23号 呉市立中学校に在籍する生徒（法定代理人親権者）から提出された訴状について

教育長 次に、日程第5の報告第23号「呉市立中学校に在籍する生徒（法定代理人親権者）から提出された訴状について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

小川課長 報告第23号「呉市立中学校に在籍する生徒（法定代理人親権者）から提出された訴状について」御報告いたします。

7ページを御覧ください。

本件につきましては、本年1月のこの会議で、報告させていただいた内容でございますが、1月5日付けで、明德中学校特別支援学級に在籍する当時1年生男子生徒の保護者から、呉市に対して訴状が提出された件につきまして、原告の訴えの取下げにより、訴訟が終了しましたので、御報告いたします。

本件での原告の訴えにつきましては、資料の事件の概要にありますように、「原告の両親が、当該生徒の特別支援学校への転学を希望する旨を申し入れたが教育委員会が、それを拒否したことで、多大な精神的苦痛を受けた。」などと主張し、呉市に対して、慰謝料等を支払うこと、また当該生徒の就学すべき中学校として、広島県立広島南特別支援学校呉分校を指定すること等を申し立てたものでした。

訴状が提出されて以降、呉市の顧問弁護士及び広島県教育委員会等と連携しながら、当該生徒の就学について広島県特別支援教育指導委員会に審議を依頼したり、当該生徒と保護者に広島南特別支援学校を見学してもらったりする等の取組を進める中で、保護者に対して「当該生徒は、引き続き、明德中学校の特別支援学級で指導を受けることが適当であること」を丁寧に説明してまいりました。

その結果、保護者が、「引き続き、明德中学校の特別支援学級で指導を受けること」に合意し、4月10日付けで、広島地方裁判所に「訴えの取下書」等を提出いたしました。

これを受け、呉市及び呉市教育委員会として、4月24日付けで、広島地方裁判所へ「取下合意書」を提出し、これをもって、本訴訟は終了いたしました。

なお、当該生徒は、本年度、明德中学校の2年生に進級し、毎日休まず登校

し、楽しく学校生活を送っております。

以上でございます。

教 育 長 はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして何か御
質疑、御意見がありましたらお願いします。

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(1 5 : 2 0)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 工 田 隆 ）

（ 委 員 香 川 治 子 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（平成27年5月15日定例会）